

議案第四十九号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年五月二十一日

議決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

（包括共済関係）

種	馬	牛		共済目的	共済価額に対する付保割合	一頭当たり共済金額の高限度額
		乳牛の雌 肉用牛 （乳牛の雌および種雄牛を除く。）				
豚	八〇	八〇	%	共済価額に対する付保割合	八〇	万円
	七〇	七〇	%			
	六〇	六〇	%			
	五〇	五〇	%			
	四〇	四〇	%			
	三〇	三〇	%			
	一〇					
四		成乳牛 育成乳牛 肉用牛	二五 二二 二〇			

(個別共済関係)

種	馬		牛				共済目的
	一般馬	種雄馬	肉用牛	肉用種種雄牛	乳用種種雄牛	育成乳牛	
豚		三五		二五	二五		二五
		二三		二三	二三		二三
		二三		二三	二三		二三
		二三		二三	二三		二三
		二二		二二	二二		二二
		二〇	二〇	二〇	二〇		二〇
		一九	一九	一九	一九		一九
		一八	一八	一八	一八		一八
		一七	一七	一七	一七		一七
		一六	一六	一六	一六		一六
		一五	一五	一五	一五		一五
		一三	一三	一三	一三		一三
		一二	一二	一二	一二	一二	一二
		一一	一一	一一	一一	一一	一一
		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	九	九	九	九	九	九	九
	八	八	八	八	八	八	八
四	七	七	七	七	七	七	七
三	六	六	六	六	六	六	六
二	五	五	五	五	五	五	五

共済金額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。